

★ 申出書及び実質的支配者情報一覧（実質的支配者リスト）を作成したら、**添付書面を用意**する必要があります。

★ 主な添付書面としては、以下のものがあります。

**(A) 実質的支配者リストの内容を証する書面**

**(a) 必ず添付しなければならないもの（次のa～cのうちから1つ）**

a **申出会社の**申出日における**株主名簿の写し**

b 申出会社の**申告受理及び認証証明書**

c 申出会社の**法人税確定証明書別表二の明細書の写し**

**(b) 添付が任意であるもの**

① **支配法人の**申出日における**株主名簿の写し**等

② **実質的支配者の本人確認書面**

**(B) 代理権限を証する書面（委任状）**

**(C) 申出会社の代表者の本人確認書面**

※ 申出書等の様式及び記載例は岡山地方法務局のホームページに掲載しています。

([https://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/page000001\\_00156.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/page000001_00156.html))

**(A) 実質的支配者リストの内容を証する書面**

**(a) 必ず添付しなければならないもの（次のa～cのうちから1つ）**

a **申出会社の**申出日における**株主名簿の写し**

b 公証人が発行する**申出会社**の「申告受理及び認証証明書」  
(設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。)

c **申出会社の**法人税確定証明書別表二の明細書の写し

(申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもので、設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。)

**(b) 添付が任意のもの（添付する場合には次の①a～①cから1つ）**

① a **支配法人の**申出日における**株主名簿の写し**

① b 公証人が発行する**支配法人**の「申告受理及び認証証明書」  
(設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。)

① c **支配法人の**法人税確定証明書別表二の明細書の写し

(申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもので、設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。)

※ 上記書面を添付した場合には、「実質的支配者該当性の添付書面」欄に記載してください。

# 申出人が用意する書類 ～ 添付書面③（株主名簿の写し（ひな形））～

これは、あくまでも一例であって、会社法121条に掲げる事項が記載されていれば、様式は問いません。

## 〇〇株式会社 株主名簿（例）

令和 年 月 日現在

番号	氏名又は名称	住所	株式の種類	株式数	株式取得年月日	株券番号	備考

### 【会社法121条】

株式会社は、株主名簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下「株主名簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 株主の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 第一号の株主が株式を取得した日
- 四 株式会社が株券発行会社である場合には、第二号の株式（株券が発行されているものに限る。）に係る株券の番号

申出人が用意する書類 ～ 添付書面④（株主名簿の写し（例1）） ～

【例1】申出会社（第一電気機器株式会社）の代表者（法務太郎）が、当該申出会社の議決権の100%を直接有している場合

第一電気機器株式会社 株主名簿

**申出会社の**申出日における**株主名簿の写し**

令和4年10月1日現在

番号	氏名又は名称	住所	株式の種類	株式数	株式取得年月日	株券番号	備考
1	法務 太郎	岡山市北区番町五丁目4番20号	普通株式	100株	令和2年6月1日	—	株券不発行
合 計				100株			

申出人が用意する書類 ～ 添付書面⑤（株主名簿の写し（例2-1）） ～

【例2】申出会社（第一電気機器株式会社）の議決権の総数の40%を法務太郎が直接保有し、同総数の26%を法務三郎が直接及び間接（直接：6%、間接：20%）に保有している場合

第一電気機器株式会社 株主名簿

申出会社の申出日における株主名簿の写し

令和4年10月1日現在

番号	氏名又は名称	住所	株式の種類	株式数	株式取得年月日	株券番号	備考
1	法務 太郎	岡山市北区番町五丁目4番20号	普通株式	40株	令和2年6月1日	—	株券不発行
2	岡山電気機器株式会社	岡山市中区登記坂三丁目2番1号	普通株式	20株	令和3年7月1日	—	株券不発行
3	甲山 次郎	岡山市東区登記が丘八丁目3番1号	普通株式	19株	令和3年7月1日	—	株券不発行
4	乙野 花子	岡山市北区南方七丁目3番30号	普通株式	15株	令和3年7月1日	—	株券不発行
5	法務 三郎	東京都豊島区東池袋六丁目2番1号	普通株式	6株	令和3年7月1日	—	株券不発行
合 計				100株			

申出人が用意する書類 ～ 添付書面⑥（株主名簿の写し（例2-2））～

岡山電気機器株式会社 株主名簿

支配法人の申出日における株主名簿の写し

令和4年10月1日現在

番号	氏名又は名称	住所	株式の種類	株式数	株式取得年月日	株券番号	備考
1	法務 三郎	東京都豊島区東池袋六丁目2番1号	普通株式	51株	令和3年7月1日	—	株券不発行
2	登記 五郎	岡山市北区登記町三丁目8番25号	普通株式	49株	令和3年7月1日	—	株券不発行
合計				100株			

申出人が用意する書類 ～ 添付書面⑦（別表二の写し（ひな形））～

同族会社等の判定に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名								
同 族 会 社 の 判 定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特 定 同 族 会 社 の 判 定	⑳1)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11								
	(19)と㉑)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2							株式数等による判定	$\frac{11}{(1)}$	12		%	
	株式数等による判定	3												$\frac{(2)}{(1)}$
	期末現在の議決権の総数	4	内	特 定 同 族 会 社 の 判 定	㉒)の上位1順位の議決権の数	13								
	(20)と㉒)の上位3順位の議決権の数	5								議決権の数による判定	$\frac{13}{(4)}$	14		%
	議決権の数による判定	6												
	期末現在の社員の総数	7		特 定 同 族 会 社 の 判 定	㉑)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15								
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8								社員の数による判定	$\frac{15}{(7)}$	16		%
	社員の数による判定	9												
	同族会社の判定割合	10		判定結果	18					特定同族会社 同族会社 非同族会社				
判定基準となる株主等の株式数等の明細														
順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等										
	株式数等	議決権数		住所又は所在地	氏名又は法人名	被支配会社でない法人株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数	その他の株主等 株式数又は出資の金額	議決権の数					
					19	20	21	22						
			本人											

別表二 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

申出人が用意する書類 ～ 添付書面⑧（別表二の写し（例））～

【例】申出会社（第一電気機器株式会社）の代表者（法務太郎）が、当該申出会社の議決権の100%を直接有している場合

同族会社等の判定に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	令和3・1・1 令和3・12・31	法人名	第一電気機器株式会社
同族会社等の判定	1	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	内 10,000,000円	特	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	2	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	10,000,000円	定	株式数等による判定	12	%
	3	株式数等による判定 $\frac{(2)}{(1)}$	100%	同			
	4	期末現在の議決権の総数	内	族	(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	5	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数		会	議決権の数による判定	14	%
	6	議決権の数による判定 $\frac{(5)}{(4)}$		社	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	7	期末現在の社員の総数		の	社員の数による判定	16	%
	8	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数		判	特定同族会社の判定割合	17	
	9	社員の数による判定 $\frac{(8)}{(7)}$		定	((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)		
	10	同族会社の判定割合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	100%	判	定 結 果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社
判定基準となる株主等の株式数等の明細							
順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
	株式数等	議決権数		被支配会社でない法人株主等	その他の株主等	株式数又は出資の金額	議決権の数
				株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
		住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20	21	22
1		岡山市北区番町五丁目4番20号	法務太郎			10,000,000円	

別表二 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分



# 申出人が用意する書類 ～添付書面⑨（申告受理及び認証証明書（ひな形））～

(別紙)

## 電磁的記録の認証

申請番号: 2019●●●●●●●●●●  
 認証日: 2019年●●月●●日  
 登簿管理番号: 19-●●●●●●●●●●  
 公証人: ●●●●●●●●●●  
 所属法務局: 東京法務局  
 公証役場: ●●●●●●●●●●

### 認証文

囑託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が山田太郎である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。囑託人は、この電磁的記録に記録された情報について電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって、この定款を認証する。

### 実質的支配者となるべき者の申告書（株式会社用）

(公証役場名) \_\_\_\_\_ 認証担当公証人 \_\_\_\_\_ 殿  
 (商号) \_\_\_\_\_  
 の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。  
 令和 年 月 日  
 ■ 囑託人住所 \_\_\_\_\_ ■ 囑託人氏名 (署名押印又は記名押印(記名+電子署名も可)) \_\_\_\_\_ 印

実質的支配者となるべき者の該当事由(①から④までのいずれかの左側の□内に✓印を付けてください。)(※1)

① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかでない場合を除く。); 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯取法施行規則」という。))11条2項1号参照

② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかでない場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。); 犯取法施行規則11条2項1号参照

③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者; 犯取法施行規則11条2項2号参照

④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者; 犯取法施行規則11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)				暴力団員等該当性(※4)	
住居	フリガナ	国籍等 ( )	日本・その他(※5)	性別 男・女(※6)	(暴力団員等に)
氏名	フリガナ	生年月日 年 月 日生	議決権割合 %	(※7)	該当・非該当
		実質的支配者該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし(※8)	
住居	フリガナ	国籍等 ( )	日本・その他(※5)	性別 男・女(※6)	(暴力団員等に)
氏名	フリガナ	生年月日 年 月 日生	議決権割合 %	(※7)	該当・非該当
		実質的支配者該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし(※8)	
住居	フリガナ	国籍等 ( )	日本・その他(※5)	性別 男・女(※6)	(暴力団員等に)
氏名	フリガナ	生年月日 年 月 日生	議決権割合 %	(※7)	該当・非該当
		実質的支配者該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし(※8)	

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯取法施行規則11条3項)。  
 (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合  
 (2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯取法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)又は国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第5条第1項の規定により公表されている者若しくは同法第4条第1項の規定を受けている者)のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。

※5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を( )内に記載する。

※6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

※8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等。法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

(電子定款用)

令和 年 月 日

定款認証囑託人

〇〇〇〇 殿

〇〇法務局所属

公証人 △△△△ (印)

(△△公証役場)

電話

### 申告受理及び認証証明書

本公証人は、株式会社〇〇の定款(電磁的記録)を認証するに当たり、囑託人から、その実質的支配者となるべき者として別紙「申告書」(写し。申告書とともに提出された資料の写しを含む。)記載のとおり申告を受け、審査の結果、公証人法第62条の6第4項において準用する同法第26条の囑託拒否事由が認められないと判断して、別紙「電磁的記録の認証」記載のとおり認証をしたことを証明する。

- ★ (A) (a) 及び (b) ①の写しの取扱いについては、代表者による原本と相違ない旨の証明や割印等をすることは不要であり、原本を複写して、そのまま申出書に添付することで差し支えありません。
- ★ 実質的支配者情報一覧に記載されている事項の裏付けとなる事項が当該添付書面の記載から判明する限り、その抜粋でも差し支えないと考えます。

★ 実質的支配者情報一覧（実質的支配者リスト）の記載と添付書面の記載とで内容が合致しない場合には、その理由を明らかにする書面を添付してください。

【「内容が合致しない場合」の例】

- ・会社法第109条第2項の規定による定款の定めにより議決権を行使することができない者がいる場合
- ・会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有しない者がいる場合

【「その理由を明らかにする書面」の例】

- ・定款
- ・実質的支配者情報一覧と株主名簿の写し等の添付書面の内容とが合致していない旨が記載された代表者の作成に係る証明書（代表者の記名があれば足り、その押印は不要です。）

※ 上記「理由を明らかにする書面」を添付しても、実質的支配者リストの添付書面欄には記載しないでください。

## (A) 実質的支配者リストの内容を証する書面

### (b) 添付が任意であるもの

#### ② 実質的支配者の本人確認書面

実質的支配者情報一覧（実質的支配者リスト）に実質的支配者として記載された者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）

#### 【具体例】

- 住民票記載事項証明書（住民票の写し）
  - 運転免許証の表裏両面のコピー（当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載し、記名したもの）
  - マイナンバーカードの表面のコピー（当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載し、記名したもの）
- ※ 「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面のコピーは添付できません。

※ 上記書面を添付した場合には、「実質的支配者の本人確認の書面」欄に記載してください。

## (B) 代理権限を証する書面（委任状）

### 委任状

(代理人)

住 所 岡山市北区南方七丁目3番30号

氏 名 乙 野 花 子

私は、上記の者に対し、次の権限を委任する。

- 1 実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をすること  
(希望する実質的支配者情報一覧の写しの交付通数 **1** 通)
- 2 上記1のほか、実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

令和4年10月1日

(委任者)

本 店 岡山市北区南方八丁目3番24号

商 号 第一電気機器株式会社

代表者

住 所 岡山市北区番町五丁目4番20号

資 格 代表取締役

氏 名 法 務 太 郎



代理人の住所・氏名を記載してください。

申出会社の登記事項証明書の記載を参考に記載してください。

申出会社の代表者個人の住所を記載してください。

委任状に登記所提出印による押印がない場合には、申出会社の代表者の本人確認書面（住民票の写し、運転免許証の両面コピー等）を添付してください。

## (C) 申出会社の代表者の本人確認書面

### 【保管及び写しの交付の場合】

申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合を除いて、申出書に記載した**申出会社の代表者の**氏名・住所を確認することができる**本人確認書面**を添付してください。

### 【再交付の場合】

次の①及び②の場合を除いて、申出書に記載した**申出会社の代表者の**氏名・住所を確認することができる**本人確認書面**を添付してください。

- ① 申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合
- ② 申出会社の本店の所在場所に宛てて送付する方法により写しの交付を求める場合

### 【具体例】

- 住民票記載事項証明書（住民票の写し）
- 運転免許証の表裏両面のコピー（当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載し、記名したもの）
- マイナンバーカードの表面のコピー（当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載し、記名したもの）

※ 「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面のコピーは添付できません。